

平成26年山形村議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月19日（金曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の訂正について
《委員会付託陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 26陳情第 5号
- 日程第 4 26陳情第 6号
- 日程第 5 26陳情第 7号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第45号
- 日程第 7 議案第46号
- 日程第 8 議案第47号
- 日程第 9 議案第48号
- 日程第10 議案第49号
- 日程第11 議案第50号
- 日程第12 議案第51号
- 日程第13 議案第52号
- 日程第14 議案第53号
- 日程第15 議案第54号
- 日程第16 議案第55号
- 日程第17 議案第56号
- 日程第18 議案第57号
- 日程第19 議案第58号
- 日程第20 議案第59号
- 日程第21 議案第60号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 2 発議第 9 号

日程第 2 3 発議第 1 0 号

日程第 2 4 発議第 1 1 号

日程第 2 5 閉会中の継続審査及び調査の申出について

日程第 2 8 議員の派遣について

閉会宣告

出席議員 (1 2 名)

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
1 0 番 竹 野 入 恒 夫 君	1 1 番 赤 羽 千 秋 君
1 2 番 三 澤 一 男 君	1 3 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久 君	副 村 長 中 村 俊 春 君
教 育 長 山 口 隆 也 君	会 計 管 理 者 小 口 正 君
総 務 課 長 中 村 康 利 君	税 務 課 長 野 口 英 明 君
住 民 課 長 青 沼 永 二 君	保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代 君
子 育 て 支 援 課 長 倉 科 寛 君	保 育 園 長 百 瀬 清 君
産 業 振 興 課 長 住 吉 誠 君	建 設 水 道 課 長 赤 羽 孝 之 君

教育次長 根 橋 範 男君

総務課 主 幹 上 條 憲 治君

事務局職員出席者

事務局長 籠 田 佐 知 子君

書 記 児 玉 佳 子君

◎開議の宣告

○議長（平沢恒雄君） こんにちは。本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。
議会傍聴規則により撮影・録音等を行うことは禁止されております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたのでこれを許可をしました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回山形村
議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番・赤羽千秋議員、12番・三澤一男議員
を指名します。

◎提出議案の訂正

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、提出議案の訂正についてを議題とします。

議案第52号の訂正について説明を求めます。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは、議案の訂正を大変済みませんがお願いしたいと
思います。

議案第52号の国民健康保険条例の一部改正であります。この中の記載する表示方
法ですけれども、金額そのものは変更ありませんけれども、40.4万円と当初にありま
したのを数字でここにありますように40万4,000円、404,000円という記載方法に変え

させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(平沢恒雄君) 青沼住民課長より議案第52号についての説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議案の訂正請求書のとおり訂正を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、議案の訂正は許可することに決定しました。

◎陳情の委員会付託

○議長(平沢恒雄君) 委員会に付託した陳情の審議、表決を行います。

既に、所管の常任委員会に付託して審査いただいております陳情で委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の陳情審査結果報告書のとおりですが、ここで当該常任委員長から審査結果の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇)

○福祉文教常任委員長(上条浩堂君) 福祉文教常任委員会に付託されました陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました陳情につきましては、去る12月16日に委員会審査を行い、26陳情第5号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳述書」については採択とし、措置として内閣総理大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

26陳情第6号「安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」については採択とし、措置として内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

26陳情第7号「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」については採択とし、措置として内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） 福祉文教常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月です。

審査経緯につきまして委員長にご質問いたします。今回の陳情につきましては当初4つの陳情が上がったわけですが、そのうちの3件につきましては陳情者本人もしくは陳情団体の代表の方がこちらに赴いて説明をしたという、近年にはあまり例のない形をとられたと思われまます。請願等につきましては、紹介議員がある意味では請願者の意向なんかを把握しているのですが、陳情につきましては意外とその陳情者の真意、その辺につきまして理解しがたい点もある点から、今回の審査経緯は大いに敬意を表したいと思いますが、質問といたしまして、今回の措置につきましては陳情者からのアプローチなのか、もしくは委員会からのアプローチなのか。それで、やってみてその委員会の総括的な委員長の印象をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂福祉文教常任委員長、答弁をお願いします。

上条浩堂福祉文教委員長。

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 今回陳情が4件上がってまいりまして、そのそれぞれが当委員会初めて目にするそれぞれの陳情でしたので、一応事務局長を通じ、それぞれの提出団体に参考人の招致を求めたものであります。そのうち2件は同じ団体から上がってきたものでしたので、1件を除き2団体から参考人、説明員として出席をお願いし、その内容、また質疑等を行いまして、今回の措置としましては内容が十分理解でき、委員会としては有効な手段ではなかったかこのように総括しております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員、いいですか。

○8番（大月民夫君） はい、結構です。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3、「手話言語法制定求める意見書の提出を求める陳述書」について討論、採

決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) ないので、討論を終結し、直ちに採決をします。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本陳情は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書」については、採択と決定をしました。

日程第4、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論がありますので、討論を行います。

最初に反対の議員の討論を許します。

三澤議員。

○12番(三澤一男君) 12番、三澤一男です。

担当委員ですが反対の立場から討論させていただきます。よろしいですか。

○議長(平沢恒雄君) はい、それでは反対意見をお願いいたします。

○12番(三澤一男君) 確かに医療介護の職場は夜勤・日勤の組まれる大変な職場だと理解しています。ただし、現在の労働基準法では1日8時間、週40時間とされ、基準法36条では変形労働制を事業者と従業員代表と協定を結び監督署に届け出れば受理され認められます。

確かに変形労働は身体的にも変調を来すことになるかもしれませんが、週32時間勤務はどう考えても現時点の社会から認めがたいと思います。よってもう少し検討を要することから継続審議が適切と考えます。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 次に、賛成の議員の討論を許します。

ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本陳情は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」については採択と決定をしました。

日程第5、「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 討論がありますので、討論を行います。

最初に反対の議員の討論を許します。

三澤議員。

○12番(三澤一男君) 12番、三澤一男です。

担当委員でございますけれども、反対の立場から討論します。趣旨は理解できますが、陳情者は大病院や医療機関の労働者で組織されております。民間の職場においてよりよい処遇改善を求めるものですが、国も21年度から介護職員報酬の改善をしてきましたが事業者が応分の負担をしないと支払わなかった経緯がございます。

現在、国は介護報酬の切り下げを検討しているようですが、そうなった場合事業者も含めて検討するべきで、報酬に関してはキャリアパス、職能が上がらないすべての人を対象にするのはどうかと思う。よって継続審査が適当だと思い反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長(平沢恒雄君) 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。

私も当該の委員ですが、賛成の立場から討論したいと思います。介護労働者というのは介護保険法が変えられるごとに厳しいものがあります。今も大変肉体、また賃金というか金額の面でも非常に厳しい面があり、やめられていく人も大勢います。そう

いう点でよりよく働き続けられるようにということで、もっと改善すべきものは改善して労働条件をよくし、処遇条件をよくしてほしいということで賛成であります。

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものとしまして討論を終結し、直ちに採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。

本陳情は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、「介護従事者の処遇改善を求める陳情書」については採択と決定しました。

◎議案第45号～議案第60号

○議長（平沢恒雄君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第6、議案第45号から日程第21、議案第60号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりですが、ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

籠田利男総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 籠田利男君 登壇）

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月15日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第45号、清水高原交流宿泊施設の指定管理者の指定について、議案第46号、山形村屋内運動場の指定管理者の指定について、議案第47号、山形村清水高原テニスコートの指定管理者の指定について、議案第48号、山形村清水高原ゴルフ練習場

の指定管理者の指定について、議案第49号、山形村清水高原山村広場施設の指定管理者の指定について、議案第50号、山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第51号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号、山形村下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第58号、平成28年度山形村一般会計補正予算（第4号）の所管の款・項の9議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。ご審議のほどをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（籠田利男君） 済みません、訂正させてください。議案第58号、平成26年度というのを28年度ということで報告したそうです。訂正の方をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田常任委員長のただいまの報告のとおりでありますのでお願いいたします。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○福祉文教常任委員長（上条浩堂君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月16日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第52号、山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第53号、山形村老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第54号、山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について、議案第55号、山形村母子家庭等医療給付金条例の一部を改正する条例について、議案第56号、山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について、議案第58号、平成26年度山形村一般会計補正予算（第4号）の所管の款・項、議案第59号、平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上8議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。

議案第45号につきお聞きします。このスカイランドきよみずの指定についてありますが、指定管理料をセットで提出せずに指定のみの議案なのですが、これは指定管理料を含めた上での指定の方がよいのではないかと、自分はそういうふうに思うわけですが、そういう点での質疑内容、何かあったのか、なかったのか、その点をお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（籠田利男君） この議案45号に対してですが、4名の委員の方から質問は幾つか出ました。総務課長の方の説明でも何度か出てきておりますけれども、今1,760万円はまだ確定したわけではないということの中で、折衝してできる限り下げていくという、協定書の中で案としてもううたい込んでいかなければいけないし、最終的には決まった数字ではないと。

ただ、あまり安くすると受けてくれないということもあるということの中で折衝していかなくてはいけないということで、いろんな麻績だとか筑北、そして駒ヶ根の例なども聞きました。その中で山形村が非常に多いというわけでもないということも確認しまして、これについては可決ということになりました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） いいですか、上条議員さん。

ほかに質疑はありますか。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。

第51号の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件で、今度鳥獣被害対策実施隊員で3,000円が入ってきたわけですが、報酬及び費用弁償に関する条例の中で日額6,600円、それから4時間以下の額が3,300円というのが多いわけですが、討議内容、審議の内容でどういう意見が、そういう点でどういう意見が出されたのかどうかお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（籠田利男君） この件につきましては、議案51号につきましては3人の委員さんから質問がありました。その中で3,000円プラス優遇措置ということで、当初3,000円というのは6,600円にとって少ないではないかという話の中でしたけれども、3,000円プラス優遇措置の分があるということで、そしてその出勤回数を考慮してほしいという意見もありました。

課長の方からは、非常勤職員の日額報酬と合わせて考えているということで、最終的な話の中では松筑猟友会に合わせて考えていきたいということの課長からの説明がありました。それに対して全員の方の中で可決したということですのでよろしく願いします。

○議長（平沢恒雄君） いいですか、大池議員。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） それでは、質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

初めに、議案第45号「清水高原交流宿泊施設の指定管理者の指定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので、討論を終結し直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第45号「清水高原交流宿泊施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号「山形村屋内運動場の指定管理者の指定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので、討論を終結し直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第46号「山形村屋内運動場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号「山形村清水高原テニスコートの指定管理者の指定について」を討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) ないようですので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第47号「山形村清水高原テニスコートの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号「山形村清水高原ゴルフ練習場の指定管理者の指定について」を討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) ないようですので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第48号「山形村清水高原ゴルフ練習場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号「山形村清水高原山村広場施設の指定管理者の指定について」を討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) ないようですので、討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第49号「山形村清水高原山村広場施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平沢恒雄君） ないので、討論を終結し直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第50号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 議長（平沢恒雄君） 討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の討論を許します。

三澤議員。

- 12番（三澤一男君） 議案51号に反対の立場で討論します。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、今回鳥獣被害対策実施隊員の報酬に関する費用が日額3,000円として提出され、総務産業常任委員会においては委員長報告で可決されておりますけれども、反対の立場から討論させていただきます。

この補足説明では、近隣構成市村の松塩筑支部猟友会で足並みをそろえて決定したと言われていましたが、村が委嘱している委員に関する報酬は通常日額6,600円、半日3,300円となっております。実施隊員のいつ出勤するかわからない危険な任務にかかわ

ることを考えれば、もう少し報酬額をアップすることが必要と考えます。

確かに狩猟税の減免、公務災害の補償等はあると思いますが、報酬を増額することを求め本条例改正には反対とします。

以上反対討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 賛成の討論のある議員の皆さん。

それでは、先に大池議員からお願いいたします。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。

それでは、賛成の立場から討論したいと思います。今まで猟友会の人たちに対しては報酬が全然払われていませんでした。松筑の猟友会、松本市、それから塩尻市、安曇野市も含めて話し合いというか、足並みをそろえて3,000円を報酬として出すようになったということは大きな前進だと考えます。確かに報酬審議会の中の違う報酬に関しては6,600円という数字がありますが、その猟友会に関しては狩猟税の1万6,000円を半分の減税とか、それから技能講習も免除されるという中でこの3,000円が、報酬が支払われるようになるということだけでも大きな前進だと思います。

今後の例えばクマの出方によっては、また全体の足並みそろえてやるというのは非常に大事だと思いますので賛成であります。

もう1つ補正の中でも報酬とそれから見回りというか、それに対しての補正予算が盛られていますが、確かに十分ではありませんが、大きく前進したというふうに私はとらえて賛成の討論とします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、反対の討論はありますか。

上条議員。

○2番（上条浩堂君） 2番、上条浩堂です。

反対討論を行います。今年11月に発足した鳥獣被害対策実施隊員についてはこれは大賛成であります。その後、報酬について村側から説明はありました。その中では松塩安筑猟友会の協議会、ここで足並みをそろえて同額でスタートした、こういう報告でありました。そして、他の補助金や優遇措置がある等を考慮し日額3,000円に決定したと、こういう説明でありました。

そこで、山形村、この山形村独自の理由というものも十分考慮しなければならない点が多々ありますので、それはまずこの山形村というこのコンパクトな村、したがって山際に非常に人家が多い点、山中には昔から村民の心のよりどころである清水寺が存在すること。村内唯一の宿泊設備であるスカイランドきよみずが存在すること。さら

に別荘地、この中には定住している家族も自分の知る限りでは9戸ございます。

以上の点から、他のよその自治体みたいな防護柵の設置がほぼ山形村では不可能な状態にある。したがって、この実施隊員の役割は我が山形村においては非常に重要になってくるわけでございます。その委託先、唯一の頼りは猟友会です。この山形村の猟友会員、年々減ってしまい現在17名だとお聞きしております。この隊員の指名です。これを猟友会以外の方に任命したくも実際にはできません。その銃の免許を持っている方以外には任命できない、この点。

したがって、さらなる優遇措置は今後絶対必要なことで、若い方々が猟友会に入りやすい環境づくりは我が村の重要項目として考えるべきで、今年のようなクマによる被害が二度と起きないようにし、安心安全な村づくりに努めなければならない。今後の定住者増に向けてさらなる隊員優遇措置を求めるものであります。

以上反対討論といたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、賛成討論を求めます。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 8番、大月民夫です。

特別職非常勤の報酬につきましては、山形村の既定路線を尊重した方がよいのではないかと、委員会審議の際は発言をさせていただきましたが、鳥獣被害対策実施隊の設置要項第2条で定められております職務では、被害防止技術の向上や普及指導に関することと極めて広域的な見地での活動内容が盛り込まれております。近隣市村との情報や技術の取得に関する相互連携が重要であり、場合によっては広域的な合同対策実施工動も想定されます。

以上の観点から、スタート当初から報酬面で近隣と足並みがそろわないのは好ましくありません。今回は近隣市村の間で示された提案に沿うこととし、今後の活動を展開する中で活動内容に見合った報酬を広域的に見出す検討のイニシアチブをとっていただくことを村当局にお願い申し上げ賛成討論とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので、討論を終結し直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、議案第51号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の議員はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第52号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号「山形村老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第53号「山形村老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） ないようですので討論を終結し直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第54号「山形村重度心身障害者医療給付金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第55号「山形村母子家庭医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第55号「山形村母子家庭医療給付金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第56号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第55号「山形村母子家庭医療給付金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第57号「山形村下水道事業の設置等に関する条例の制定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第57号「山形村下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第58号「平成26年度山形村一般会計補正予算（第4号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第58号「平成26年度山形村一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第59号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第59号「平成26年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第60号「平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（平沢恒雄君） ないので討論を終結し直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第60号「平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択になりました陳情に対する意見書作成等、議案整理のため暫時休憩をいたします。それでは、休憩。

(午後 1時55分)

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午後 1時57分)

◎発議第9号

○議長（平沢恒雄君） 日程第22、発議第9号「『手話言語法』制定を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(2番 上条浩堂君 登壇)

○2番（上条浩堂君） 発議第9号「『手話言語法』制定を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思っております。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究

することのできる環境整備を目的とした仮称ではありますが、「手話言語法」を制定することを必要と考え意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は内閣総理大臣であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、発議第9号「『手話言語法』制定を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第10号

○議長（平沢恒雄君） 日程第23、発議第10号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 発議第10号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思っております。

看護師など夜勤交替制労働者は過酷な勤務体制、労働時間、勤務間隔などの労働環境の改善を求めています。政府は医療機能の再編によって医療提供体制を改善しよ

うとしていますが、勤務環境の改善なしに医療提供はあり得ません。安全・安心の医療介護を実現するためにも医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していかなければならないことから意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） それでは、質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。

それでは、次に討論を行います。最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

三澤議員。

○12番（三澤一男君） この件につきましては、先ほど申し述べたとおりもう少し検討を要することから、継続審査が適当と考えますので反対討論とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ほかに賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め直ちに採決します。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、発議第10号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出」についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第11号

○議長（平沢恒雄君） 日程第24、発議第11号「介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 発議第11号「介護従事者の処遇改善を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面についてはご覧いただきたいと思えます。

超高齢社会を迎え介護ニーズが高まる中、高齢化のピークとなる2025年には237万人から249万人の介護職員が必要となると推定されております。しかし、現状は全労働者平均賃金より9万円も安い賃金や3Kと言われる過酷な労働により人員確保が難しい状況となっております。

安全・安心の介護保険制度を実現していくために、一刻も早く介護労働者の処遇を引き上げ確保を図り、介護従事者の処遇改善を図る対策を講じるよう意見書の提出をするものであります。

意見書の提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案件の討論に入りたいと思えますが、討論はありますか。

最初に本案件に反対の議員の討論を許します。

三澤議員、それでは三澤議員。

○12番（三澤一男君） 12番、三澤一男です。

先ほども申しましたように趣旨はよく理解できますけれども、この報酬アップは事業者も含めて検討するべきであって、キャリアパスを含めすべての人がその介護従事にする場合に、キャリアパスが上がらないすべての人を対象にするのはどうかと思え、よってもう少し検討が必要だというふうに考えますので、継続審査が適当だと思え反対討論とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立多数であります。よって、発議第11号「介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決することに決定をしました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第25、「閉会中の継続審査の申出について」議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査項目については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（平沢恒雄君） 日程第26、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の議員派遣の件のとおり派遣することに決定をしました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） ここで、村長よりあいさつがあります。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 閉会にあたりごあいさつを申し上げます。平成26年度第4回山形村議会定例会は、12月10日から本日12月19日までの間開催でありましたが、ご提案申し上げましたすべての議案をご承認、可決いただきましてありがとうございました。特に今回は清水高原宿泊施設指定管理者の指定につきまして今年の大きな課題となっていましたので、本日決めていただき解決をいただきましたことは大変うれしいことであります。

株式会社トヨタエンタプライズ様におかれましては、これから5年間、今までの苦勞されてこられました経験を生かして安定経営をしていただくことを期待申し上げます。議員の皆様も今後見守り、ご支援をお願い申し上げます。

また、平成26年度一般会計の補正予算について、詳細にわたって審議をいただき、可決していただきましたことを改めて御礼申し上げます。

また、一般質問では11人の全議員の皆さんに大変貴重なご意見をいただき、元気をいただきましてありがとうございました。先日『町村週報』を読んでいたら、和歌山県の九度山町長が自分の思いを入れて、観光を事業にして町民とともに日本一元気な町を目指すと追想を寄せてありました。

私の観光はあくまで山形村の元気を県内、国内にアピールする手段として使わせていただいているものですが、本来村の事業は総合計画や基本計画に従い粛々と進めていくことが本筋であります。それをバックアップして山形村の元気を発信する観光と考えております。将来の夢や希望を与えようとする九度山町長のお話に同士がいるものだなと思い元気をいただきました。

合わせてたくさんのご一般質問をいただきました。村民の代表であります議員の皆様のご提案を背景に、日本一明るく元気な村づくりに取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、雪が降りけさはマイナス10度近くまで気温が下がっていました。冬が1

カ月ほど早まってきたとのことであります。議員の皆様におかれましては、これから冬本番となりますが、季節の変わり目でありますので健康にご留意され、ますますのご活躍されますことをご祈念申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成26年第4回議会定例会を閉会し散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時12分）